

産地パワーアップ事業
都道府県事業実施方針

策定：平成28年4月18日

変更：平成28年12月27日

変更：平成29年5月24日

都道府県名 愛媛県

1 目的

県内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、地域の強みを活かして実施する高収益化の取組を総合的に支援することにより、各産地の競争力を強化する。

2 基本方針

作物名	
野菜・花き・畑作物・地域特産物・土地利用型作物・果樹	県内の野菜・花き・畑作物・地域特産物・土利用型作物・果樹の産地が「えひめ農業振興基本方針2016」、又は地域の営農戦略等に基づいて実施する高付加価値化、生産コストの削減等の取組を支援することにより、収益性の向上を図る。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(ア) 本事業の推進体制

事業の効果的な実施に向け、県地方局産業振興課及び市町と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(イ) 計画の審査体制

地域協議会等は取組主体より提出のあった取組主体事業計画について、5に定める方法により、要件に適合し、成果目標の達成に資するものか等を審査後、産地パワーアップ計画に事業内容を位置付け、管轄する市町長（県協議会にあっては知事）に提出する。市町長は提出のあった産地パワーアップ計画の内容を審査し、6に定める優先順位を付して、県に提出する。

県は必要に応じて関係各課係で構成する検討会を開催して、審査の公平性の確保に努めつつ、各計画の内容を審査し、点数上位の産地パワーアップ計画を県事業計画に位置付ける。

また、産地パワーアップ計画の範囲が地域協議会の範囲を超える場合は、県協議会もしくは複数の地域協議会の合意のもと決定した代表地域協議会によって、事業実施の手続を行うものとする。なお、代表地域協議会が実施する場合は、構成する各地域協議会と密接に連携して成果目標の達成、取組主体の指導監督等を行うものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
—	作物にかかわらず、4(2)整備事業に準じて事業を実施。 ただし、農業者が本事業を実施する場合には、人・農地プランに位置づけられた、もしくは位置づけられることが確実な経営体であり、本事業の自己負担分の資金調達に関して十分な能力を有すること。

(注) 整備事業については国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること

② 生産支援事業

対象作物	取組要件						
野菜・花き・畑作物・地域特産物・土地利用型作物	<p>国の要件に準じて、農業機械等（リース方式を含む）及び生産資材を導入する事業を実施。ただし、収益性の向上に係る成果目標の実現に資する農業機械等及び生産資材を助成対象とし、同種・同能力のものを再整備することは助成の対象外とする。</p> <p>なお、生産資材（自力施工を前提とした資材）のうち、鉄骨補強型パイプハウス（APハウス等）などの導入については、独立既成基礎であれば対象とすることができる。</p>						
果樹	<p>国の要件に準じて、農業機械等（リース方式を含む）及び生産資材を導入する事業を実施。ただし、収益性の向上に係る成果目標の実現に資する農業機械等及び生産資材を助成対象とし、同種・同能力のものを再整備することは助成の対象外とする。</p> <p>なお、生産資材（自力施工を前提とした資材）のうち、鉄骨補強型パイプハウス（APハウス等）などの導入については、独立既成基礎であれば対象とすることができる。</p> <p>同一品種への改植（未収益期間の栽培管理支援も含む。）についても、国の要件に準じる（1カ所当たり地続きでおおむね2a以上等）ものとし、これに該当する品目及び品種（下表のとおり）における同一品種への改植を事業対象とする。</p> <p>その他、事業実施に当たっては、原則、果樹経営支援対策事業（優良品種等への改植等が助成対象）の運用を準用する。</p> <p>なお、対象とする品目及び品種の選定理由については、次のとおり。</p> <p>(ア) 競争力のある品種であると認められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、輸出が行われている品種（規格外品や無選別品の輸出を除く） ・県で育成又は普及した品種であり、他の地域や他の品種と差別化され、ブランド化がなされている品種 ・当該品目又は品種の栽培面積について、全国シェアが一定割合以上（全国の栽培面積の概ね5%以上）あり、かつ、県内において一定割合以上（当該品目全体の栽培面積の概ね10%以上）を占める主要品種、あるいは同等の競争力が見込まれる品目及び品種（本要件の根拠データは下表のとおり） <p>(イ) 愛媛県果樹農業振興計画に位置付けた主要品目の品種であること</p> <p>(ウ) 需要に応じた生産量の維持が必要と認められること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県果樹農業振興計画において10年後の生産量の維持率が80%以上である品目及び品種 <p>ただし、各産地においては、果樹産地構造改革計画との整合を図るものとし、成果目標の達成（10年後）が見込まれるかどうかについて、各産地で十分検討して実施するものとする。</p> <p>【対象となる品目及び品種】</p> <table border="1" data-bbox="408 1995 1444 2087"> <thead> <tr> <th data-bbox="408 1995 667 2042">品目名</th> <th data-bbox="673 1995 874 2042">品種名</th> <th data-bbox="880 1995 1444 2042">上記（ア）の根拠データ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 2042 667 2087">うんしゅうみかん</td> <td data-bbox="673 2042 874 2087">【早生】</td> <td data-bbox="880 2042 1444 2087">○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね</td> </tr> </tbody> </table>	品目名	品種名	上記（ア）の根拠データ	うんしゅうみかん	【早生】	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね
品目名	品種名	上記（ア）の根拠データ					
うんしゅうみかん	【早生】	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね					

	宮川早生 興津早生 【中生】 南柑 20 号	5%以上（順に 23%、9%、75%） ○本県の主力である早生、中生の栽培面積に占めるシェアがそれぞれ概ね 10%以上（順に 75%、17%、73%）
いよかん	宮内	○当該品目の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（88%） ○県内のいよかんの栽培面積に占めるシェアが概ね 10%以上（97%）
不知火	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（25%）
ぽんかん	今津 太田	○当該品目の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（29%） ○県内のぽんかんの栽培面積に占めるシェアが概ね 10%以上（順に 51%、37%）
清見	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（45%）
河内晩柑	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（59%）
せとか	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（75%）
はれひめ	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（78%）
愛媛果試第 28 号	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（100%）
甘平	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（100%）
カラ	カラ 南津海	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（順に 65%、54%） ○県内のカラの栽培面積に占めるシェアが概ね 10%以上（順に 63%、37%）
タロッコ	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（97%）
レモン	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（26%）
ゆず	（同左）	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（10%）
かき	富有 松本早生富有 愛宕 横野 富士	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね 5%以上（順に 4%、7%、51%、96%、6%） ○県内のかきの栽培面積に占めるシェアが概ね 10%以上（順に 28%、10%、23%、6%、10%）

	くり	銀寄 筑波 石鎚	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね5%以上（順に22%、18%、39%） ○県内のくりの栽培面積に占めるシェアが概ね10%以上（順に20%、32%、14%）
	キウイフルーツ	ヘイワード ホート16A	○当該品種の栽培面積の全国シェアが概ね5%以上（順に24%、67%） ○県内のキウイの栽培面積に占めるシェアが概ね10%以上（順に79%、19%）
	びわ	田中 茂木	○当該品種の栽培面積の全国シェアが5%以上（順に20%、2%） ○県内のびわの栽培面積に占めるシェアが10%以上（順に57%、17%）
	うめ	七折小梅 南高	○当該品種の栽培面積の全国シェアが5%以上（順に56%、1%） ○県内のうめの栽培面積に占めるシェアが10%以上（順に11%、63%）
	ぶどう	ピオーネ	○当該品種の栽培面積の全国シェアが5%以上（2%） ○県内のぶどうの栽培面積に占めるシェアが10%以上（32%）

（注）果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
—	作物にかかわらず、国の要件に準じて事業を実施。

（2）整備事業

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

地域協議会等、並びに地域協議会等を所管する市町長（県協議会にあっては知事）は、各産地パワーアップ計画、取組計画の内容及び対象経費等について、次により確認する。

（ア）整備事業

A 取組要件及び助成対象経費の確認

- ・概算設計書、見積書等の事業費の根拠となる資料
- ・費用対効果分析
- ・施設等の規模算定根拠
- ・位置、配置、平面図
- ・施設の管理運営規程
- ・前年度の青色申告書（農業者の場合）

- ・出来高設計書（請求時） その他 知事が必要と認める資料

(イ) 生産支援事業及び効果増進事業

A 取組要件の確認

- ・農業機械等や生産資材が収益性の向上に資するものであること
- ・農業機械等のリース導入以外にあっては、該当産地で新規導入の農業機械等であること、公共性（経営面積や作業受託面積の拡大等）があること、費用対効果分析の結果等を資料で確認
- ・中山間地域等の実施については、取組圃場が該当地域にあるか書面等で確認

B 助成対象経費等の確認（カタログ、見積書等）

- ・農業機械等の規模算定根拠（過剰投資の防止）
- ・農業機械等のリース導入にあってはリース期間、リース料助成額（リース試算書）
- ・生産資材は耐用年数が2年以上で、原則として事業実施年度内に使用するもの
- ・鉄骨補強型パイプハウス(A Pハウス等)などは、独立既成基礎であることを確認すること。
- ・農業機械等の利用計画・規約
- ・請求時は入札関係書類、発注書、契約書、借受証、納品・請求書 等

C 果樹の同一品種の改植の確認

- ・改植対象園地の現場確認及び写真（改植前、伐採・抜根時、植え穴処理時、植栽後）
- ・改植に要した経費の明細確認（例：作業日誌や苗木の注文票、納品書等）

なお、知事は市町長、県協議会長より提出された書類により取組内容及び対象経費等を確認し、市町長は次により関係書類の整備を指導する。

(ア) 意志決定、取組要件等の確認に関する書類

- A 事業実施に係る地域協議会等の議事録
- B 成果目標の策定、取組要件及び助成対象経費の確認に必要な書類
- C 経理関係の書類
- D 申請、承認等に係る往復文書

6 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の選定方法

市町長は地域協議会等が（県協議会にあっては自ら）作成した計画を下記AからEにより点数化（10点満点）して県に提出することとし、知事は期日内に提出された計画について、点数上位の計画から優先して採択し、県事業計画に位置付けるものとする。

記

- A：計画に参加する全ての取組主体が、人・農地プランに位置付けられた経営体 1
- B：地域協議会等 持点 3（優先順位を付して、1位に2、2位に1ポイントを加算）
- C：市町 持点 2（県協議会にあっては県、分割加算可）
- D：成果目標①、② 10%以上 15%未満 1
 15%以上 2
 条件未達（申請不可）
- ：成果目標③ 10%以上 15%未満の増加かつ 50%以上 1
 15%以上の増加かつ 50%以上 2
 条件未達（申請不可）

: 成果目標④ 転換率 100% 2
条件未達 (申請不可)

E: 事業項目: 整備事業のうち共同利用施設を含む計画の場合 3

ただし、同点の場合は、各品目における面積要件に対して、取組後実面積の比率が高い計画を優先する。

なお、複数年計画の2年目以降の取組については、優先的に予算配分するが、事業費が当初計画より高くなる場合は、成果目標を相応に高く設定する。

[参考: 成果目標]

- ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
- ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

7 取組主体助成金の交付方法

知事は市町長に助成金を交付、市町長は地域協議会長等に通知のうえ、取組主体に助成金を交付する。
ただし、県協議会の作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた取組主体事業計画にあっては、知事から直接、取組主体に助成金を交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

市町長並びに地域協議会長等は産地パワーアップ計画の作成に当たって、取組主体に条件を付すことができるが、その内容については県と協議する。

なお、市町長は地域協議会等を通じるなどして、取組主体に対して、国実施要綱・要領、県事業実施方針並びに次の内容を周知徹底すること。

- (ア) 契約に当たっての条件 (一般競争入札等)
- (イ) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
- (ウ) 財産の管理、処分の制限
- (エ) 取組主体事業計画の評価
- (オ) 助成金の返納に関する事

9 その他